

竜王公園ほか6公園

指定管理者応募要領

令和元年7月
広島市都市整備局

<目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
(1)	業務の範囲	1
(2)	自主事業の実施	1
(3)	利用促進の取組	1
(4)	留意事項	2
5	管理の基準	2
(1)	供用日及び供用時間	2
(2)	関係法令等の遵守	2
(3)	供用日の拡大や供用時間の延長の提案	2
6	指定管理料に関する事項	2
(1)	指定管理料の上限額	2
(2)	前納利用料金	3
(3)	指定管理料の支払方法	3
(4)	利用料金の取扱い	3
7	指定の取消し等	3
8	申請資格等	3
(1)	基本的事項	3
(2)	選定基準	4
(3)	欠格事項	4
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	4
(5)	障害者雇用状況報告書等の提出	5
(6)	事業所調書兼実体調査同意書の提出	5
9	応募要領の配布時期、説明会等	5
(1)	スケジュール	5
(2)	応募要領の配布期間、場所等	5
(3)	説明会の開催日時、場所等	5
(4)	質問の受付	6
(5)	申請書の受付	6
10	提出書類・提出部数	6

11 管理運営に関する収支計画書の開封	6
(1) 開封日時	6
(2) 開封場所	6
(3) 実施方法	6
12 その他留意事項	7
13 審査及び選定に関する事項	7
(1) 審査方法等	7
(2) 仮協定・協定の締結	7
(3) 評価方法	7
(4) 選定審査対象からの除外	7
(5) 審査結果の通知及び公表	8
(6) その他	8
広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	9
個人情報取扱特記事項	15
竜王公園ほか6公園指定管理者の申請者の評価基準	16
提出書類一覧	

竜王公園ほか6公園指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、竜王公園ほか6公園の指定期間が令和2年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称・所在地・敷地面積・開設日

名 称	所 在 地	敷地面積	開 設 日
竜王公園	広島市西区竜王町	17.01ha	昭和55年3月31日
草津公園	広島市西区庚午南二丁目	2.82ha	昭和39年4月1日
西部埋立第五公園	広島市西区商工センター三丁目	4.02ha	昭和60年9月21日
寺迫公園	広島市安佐北区真亀一丁目	4.06ha	昭和58年3月31日
可部運動公園	広島市安佐北区可部町大字勝木	17.16ha	昭和56年3月31日
瀬野川公園	広島市安芸区上瀬野町	33.66ha	平成6年4月1日
佐伯運動公園	広島市佐伯区倉重町ほか	19.63ha	平成8年4月1日

※ 応募は公園ごとに行ってください。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 公園の利用の禁止及び制限に関する事。
- イ 有料公園施設の利用の許可に関する事。
- ウ 公園の維持管理に関する事。
- エ その他市長が定める業務

※ 業務等の詳細は、指定を受けようとする公園の管理業務仕様書を参照してください。

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア 物販・飲食事業（自動販売機、公衆電話、売店、食堂等の設置）

施設利用者の便に供することを目的とし、売店、飲料等の自動販売機又は食堂を設置し運営することができます（公園施設の設置許可となることから、市への使用料の納付が必要となります。）。

イ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

竜王公園ほか6公園の利用促進を図るため広島市が設定している基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

※ 基準値は、指定を受けようとする公園の管理業務仕様書を参照してください。

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は、指定を受けようとする公園の管理業務仕様書を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 供用日及び供用時間

公園施設の供用日及び供用時間は、指定を受けようとする公園の管理業務仕様書を参照してください。

(2) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市公園条例、広島市公園条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(3) 供用日の拡大や供用時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、供用日の拡大や供用時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、供用日や供用時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

竜王公園ほか6公園の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、次のとおりとします。

施設名	指定管理料
	(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
竜王公園	1億2,086万2千円
草津公園	2,643万1千円
西部埋立第五公園	404万7千円
寺迫公園	5,852万7千円
可部運動公園	1億3,198万6千円
瀬野川公園	2億6,479万円
佐伯運動公園	1億6,543万3千円

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運營業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、前納利用料金

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から令和2年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

令和2年度及び令和6年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

(4) 利用料金の取扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市が広島市公園条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。なお、仕様書に記載する「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、基準に必ず盛り込むこと。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市公園条例第16条の4第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式より構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等な公園の利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、公園の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った公園の管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適當であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するように作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書(様式9)等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類(健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等)を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書(様式16)を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書(様式6)」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等(本店・支店など)を報告してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和元年7月16日から令和元年9月30日まで
イ 説明会の開催	(3)を参照してください。
ウ 質問受付期間	(4)を参照してください。
エ 申請書受付期間	令和元年9月24日から令和元年9月30日まで
オ 書類審査・面接審査	令和元年10月下旬
カ 審査結果の通知	令和元年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和元年11月中旬
ク 指定管理者の指定	令和元年12月下旬
ケ 協定の締結	令和2年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和元年7月16日から令和元年9月30日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：都市整備局緑化推進部緑政課及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

施設名	現地説明会の日時
竜王公園	令和元年7月23日(火) 午前10時
草津公園	令和元年7月24日(水) 午前10時
西部埋立第五公園	令和元年7月24日(水) 午後2時
寺迫公園	令和元年7月25日(木) 午前10時
可部運動公園	令和元年7月25日(木) 午後2時
瀬野川公園	令和元年7月26日(金) 午前10時
佐伯運動公園	令和元年7月23日(火) 午後2時

開催場所：竜王公園ほか6公園

※ 事前に説明会参加申込書を提出すること。

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

施設名	受付期間
竜王公園	令和元年7月24日(水)から令和元年8月7日(水)まで
草津公園	令和元年7月25日(木)から令和元年8月7日(水)まで
西部埋立第五公園	令和元年7月25日(木)から令和元年8月7日(水)まで
寺迫公園	令和元年7月26日(金)から令和元年8月8日(木)まで
可部運動公園	令和元年7月26日(金)から令和元年8月8日(木)まで
瀬野川公園	令和元年7月29日(月)から令和元年8月13日(火)まで
佐伯運動公園	令和元年7月24日(水)から令和元年8月7日(水)まで

受付方法：所定の質問書により、緑政課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月6日(金)までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年9月24日から令和元年9月30日 午後5時まで

提出場所：都市整備局緑化推進部緑政課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙1）のとおりに

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日時

施 設 名	開 封 日 時	
竜王公園	令和元年１０月１日（火）	午後１時３０分から
草津公園		午後１時４５分から
西部埋立第五公園		午後２時から
寺迫公園		午後２時３０分から
可部運動公園		午後２時４５分から
瀬野川公園		午後３時から
佐伯運動公園		午後３時１５分から

(2) 開封場所

広島市役所14階第1会議室

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 応募は公園ごとに行ってください。複数の公園に応募することは可能ですが、その場合公園ごとに申請書類を作成し、提出していただくことになります。なお、1団体（1グループ）が、1つ公園の募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で利用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

- (1) 審査方法等
 - ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
 - イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
 - ウ 面接は、10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
 - エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。
 - オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。
- (2) 仮協定・協定の締結
 - 広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。
 - 第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。
 - なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。
 - ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
 - イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (ロ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (ハ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。
- (3) 評価方法
 - 広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。
- (4) 選定審査対象からの除外
 - 次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問合せ先

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

担当：企画管理係 岡田、西村

電話：082-504-2390

FAX：082-504-2391

メールアドレス：park@city.hiroshima.lg.jp

住所：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部(以下「警察本部」という。)との個別協議を要する。)

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者(事業者を含む)

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(事業者を含む)

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者(事業者を含む)

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者(事業者を含む)

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(7) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(1) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(7) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
 - (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備
- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
 - ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
 - ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(7) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

署名（自署）

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

- (7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）
- (1) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1) 関係規程等の整備」を参照

- (1) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

電王公園ほか6公園指定管理者の申請者の評価基準

ア 評価項目・配点

評価項目	配点
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	45点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	35点
【管理経費の縮減】 〔評価のポイント〕 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（15点）とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 〔算式〕 $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 15 \text{点} \right] \text{ 小数点第2位を四捨五入}$	15点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.2%を超えて3.3%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.3%以上で4.4%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が4.4%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.2%→2.5%」「3.3%→3.75%」「4.4%→5.0%」と読み替える。
【環境問題への配慮】 ISO 14001若しくはISO 14005又はエコアクション2.1を取得している場合は5点加点	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。